

日赤新労

2024年
10月16日
発行
第265号

日本赤十字新労働組合連合会
(日赤新労)
東京都港区芝大門2-7-9 鍋島ビル2F
TEL (03) 3433-3028
FAX (03) 3432-4560
E メール shinro@shinro.org
ホームページ <http://www.shinro.org/>
発行責任者 細谷 幸司

- 網 脇

 1. われわれは、社会正義に立脚した良識ある労働運動を通じて吾々の権利を守り、生活の安定と向上をはかる。
 2. われわれは、常に暴力と独裁を押し自由にして明朗なる民主的労働組合としての健全なる発展を期する。
 3. われわれは、赤十字の民主化と近代化を促進することによって、その人道的任務の達成に寄与する。



中央委員会の風景



佐藤中央執行委員長あいさつ

す。ないと考えま

各部報告

一〇四年度 第一回中央委員会開催

九月八日(田) 九日(月) 十日(火)
テルグリー・ン・パレスにて、全国より中央委員および
オブザーバー等七十名の参加のもと、二〇一四年度
第三回中央委員会が開催された。

社日は、東京石炭会社が同時に開催され、今回宣組の
り要望のあったハラスメントに係る講義を法政大学
法学部講師の山本圭子氏に依頼し、「職場のハラス
メントの防止と労働組合の役割」をテーマとした講
演がおこなわれ、十九単組七十名が聴講した。(詳
細は裏面にて)

中央委員会は出席中央委員二十七名、委任状一名で成立が確認された。議長に有本忠弘氏（三原日赤）、副議長に服部哲幸氏（名古屋第一）、書記に阿久根茂樹氏（千葉血七）が選出され、議題である二〇二四年度ベイスアップや期末手当の統一要求、二〇二四年度調査事項内容等について審議が行われた。審議に先立ち、佐藤中央執行委員長が挨拶

八月の月例経済報告では、『「景気は、一部に足踏み残るもの、緩やかに復している』とし、先行きについては、雇用・所得境が改善する下で、各種策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、

年、中、停、環、回、き、み、回、の「定算相当込み賃上げ計」は加重平均で一万五千一百八十一円・五・一〇%、うち三百人未満の中小組合三千八百十六組合は一万三千五百八十八円・四・四五%となつた。最終集計まで五%超えを維持したのは三十三年ぶりである。賃上げ分が明確に分かる三千六百三十九組合の「賃上げ分」は二万六百九十四円・三・五六

三日第六回団体交渉が行われ、本社より今年度のベーシックアップの回答があった。速報が間に合わないため、回答内容に関しては、この後一般経過報告内にて中央書記長より報告させて顶く。

ですが、日本赤十字社の規約・全施設の現状を踏まえ適時提案をさせて顶くことになるだらうとの報告であつた。今後多くの提案がされることを踏まえ、日赤新労も適時協議を進めていくことになると考へ、臨時中央委員会の開催も視野に入れ協議に臨んで参ります。

会の四日前に開催された第六回団体交渉では八月八日、新会員の人事院勧告を受け、二〇一四年度ベースアップの回答があつたことが報告された。再度二〇一四年度ベースアップ要求額について決議するため、翌九月九日に臨時ブロック会議が開催された。

〔統一要求日〕
本部は九月三〇日（月）
を統一要求日に指定した。
三、その他について
一）ベースアップ評価料
について
那須日赤はじめフロアト
リ、ベースアップ評価料の
今後の支給について質問が
上がった。本部は、第六回
団体交渉でベースアップ評
価料はベースアップとは別
で現状のまま運用される

三) 二〇二四年度会員登記事項
項目について
那須日赤より、調査事項の複数項目について調査意義等の質問が上がった。本部より項目ごとに回答され、承認された。

四) 二〇二四年度血液事業本部労使協議会速報内容について

愛知血セより、七月十九日開催の【二〇二四年度血液事業本部労使協議会】の速報の本社回答に現状と相

本部より、大会当日の役割分担の確認がおこなわれ、まだ役割が決定していない単組は決定次第速やかに本部事務局まで連絡することが依頼された。大会議長の担当ブロックについては、四ブロックより「ブロックへの変更が承認され

海外景気の下押しがあるとの見方の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。と報告している。

さて、二〇一四年春季生活闘争は七月一日に最終の第七回回答集計の結果を迎え、連合の結果報告では、

は民間組合差額万円百八十万円
三円（二・七六%）を解消するため給与表を引上げ改定し、モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約四・四%の給与改善となる。つた。

先ほど人事課報告の「本年の給与改定（勧告）」において月例給の他にボーナス・寒冷地手当についても勧告されていますが、本年度は「給与制度のアップデート（勧告）」もされており、地域手当に始まり多くの手当に関する勧告がされ、先の第六回团体交渉において本社の現時点での対

大幅な貢献に機運の高まりに乗じたベースアップを求、令和五年四月一日実施となつた新たな勤務評定制度の運用実態の確認、要求書で事務折衝の提示を受けた項目の交渉、医療事業推進本部および血液事業本部との労使協議会での諸問題についての交渉の内容など、本部の活動が報告され

か月、年末手当一・五か月)と決定済みのことを伝え、年末手当の単組・施設間で決める施設業績連動部分に對して、日赤新労でおこなう統一要求について審議を求めた。協議の結果、以下のとおりに承認された。

〔統一要求額〕

二・七五か月 十一律三

（二）週休二日制委員会
開催について

本部より、週休二日制未実施の施設に対して、今年度は本部と未実施5施設連名でアンケート依頼をおこなったことが報告された。那須日赤より、本年度も第三回中央委員会開催前に週休二日制委員会の開催が提案され、承認された。

やまきかてはらいとして施設名公表について単組へ検討を求めた。

六 歯科衛生士四大卒の俸給表について

二〇一四年度要求書に盛り込まれた「歯科衛生士の四大卒の俸給表を追加すること」に関して、七月の事務折衝にて本社より回答があり、法律上の国状況を

度第一回中央委員会以降の各部（組織部・教育部・調査部）活動報告が行われた。

るよう交渉継続することに
承認された。

として、この点については
詳細な内容を理解した上
で、本社とも強く交渉をお
こなうよう要望があり、本
部は了承した。

いない現状は再三訴え、本
社からは不適切な施設名を
問われている。施設名を公
表することに同意いただけ
れば公表し抗議することほ

二〇二四年度

病院看護部会開催



看護部会の風景

七月六日（土）、十四單名、看護助手三名、オブザーバー一名の参加を得て、組十三名（看護師二十九人、パート一人）の参加を得て、二〇二四年度病院看護部会がビジュンセンター浜松町にて開催された。議題である「負担のかかっている働き方について」「有給休暇取得について」「有給休暇取得について」、「ナースエイド業務について」に積極的なディスカッションが行われた。十一月十二日（火）に開催される看護部労使協議会において、本社に掛け合ってほしい事項等について多くの意見が出され、集約が行われた。看護部会の風景

七月六日（土）、十四單名、看護助手三名、オブザーバー一人の参加を得て、組十三名（看護師二十九人、パート一人）の参加を得て、二〇二四年度病院看護部会がビジュンセンター浜松町にて開催された。議題である「負担のかかっている働き方について」「有給休暇取得について」「有給休暇取得について」、「ナースエイド業務について」に積極的なディスカッションが行われた。十一月十二日（火）に開催される看護部労使協議会において、本社に掛け合ってほしい事項等について多くの意見が出され、集約が行われた。

方については、昨年同様、長日勤の負担と夜勤・当直業務の過酷さが上げられた。また、時短勤務についても問題点が浮き彫りとなつた。また、昨年四月に改正された国家公務員のマニュアル化、正規職員としての採用、及びキャリアパスの構築、インカム導入を本社主導で強く求める、日本赤十字社医療職俸表（三）に係る職員それぞれの問題点が

六月二十二日、二十三日の二日間、三重県伊勢市において、令和六年度単組新任役員研修会を開催しました。今から六十三年前の昭和三十六年に日赤新労が誕生した三重県伊勢市に全国から十四単組、四十九名の組合員の皆様に参加いただきました。講師は日赤新労の顧問である松岡二郎先生を迎え、「業務命令と日赤規定」について聴講しました。

報告され、松岡先生にはその一つ一つに丁寧に回答をしていただき、質疑を交えながら研修会が進む形となりました。

今回の研修会に関する質問

た。日本赤十字社の就業規則と給与要項について、労働基準法と比較しながら細かく解説していただきました。

講演の中では、特に勤務時間や休暇・時間外労働について、参加者から就業規則と自施設の状況との違いが数多く

報告され、松岡先生にはその

者への熱意が強く感じられました。

親会でも松岡先生を囲んで様々な話し合いが行われ、参加

た。松岡先生からは「単組の解決が難しい問題があるな

に丁寧にご回答いただきま

した。各単組幹部方に於

ては、研修内容を自施設内

で共有していただき、ハラスメント（セクハラ）等が多く聞かれるようになります。

ハラスメントや、性的嫌がらせであるセクシュアルハラス

メント（セクハラ）等が多く聞かれるようになります。

ハラスメントや、性的嫌がらせであるセクシュアルハラス